

# 大田区福祉事業所・従事者向け カスタマーハラスメント相談窓口

困ったらすぐにご相談を！  
早めの相談が大きなトラブルを防ぐポイントです。

ご相談  
無料

カスタハラを受けた際の  
対応方法を知りたい

事業所として従業員を  
カスタハラから守るための  
対策を知りたい



©大田区

現時点では  
カスタハラとまでは  
言えないが、  
早めに対策を  
しておきたい

カスタハラに関する  
法的な対応の相談をしたい

## 相談対象

大田区内において福祉サービス等に従事する方や管理者など

## 相談内容

- ・利用者や家族等からのカスタハラ行為への対応方法  
(カスタハラに発展する可能性がある行為を含む)
- ・カスタハラ未然防止に向けて事業者が講じる対策など

## 相談窓口

電話相談

**0120-332-559**

メール相談

以下のURLまたは二次元コードから送付  
(24時間受付)

<https://wcan-media.com/ootaku-ksoudan>



©大田区

- Zoomを利用したオンライン相談も受けられます。
- 電話やメールによる相談において、法的な相談が必要となった場合には、  
無料の法律相談を受けることができます。(30分程度)

## 相談時間

月～金曜日 / 9:00～17:00

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び  
12月29日～1月3日を除く。

本窓口は、大田区が株式会社ウィ・キャンに委託して運営します。